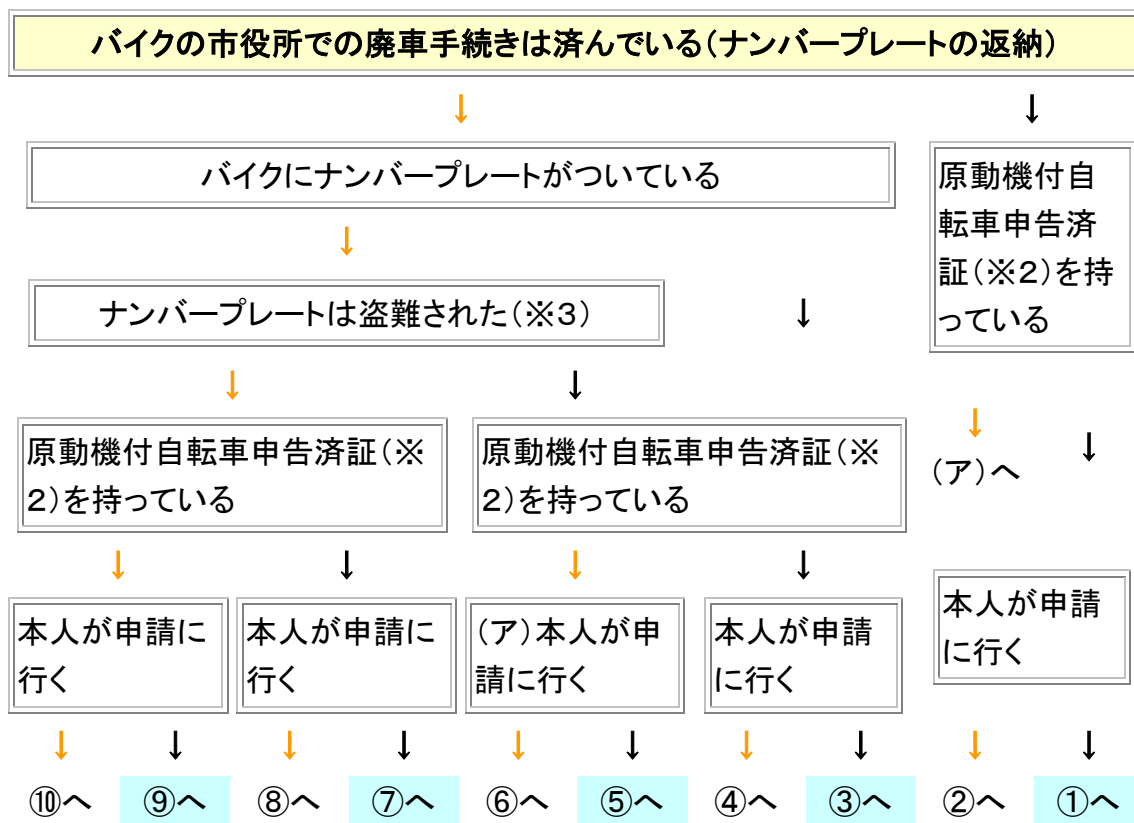


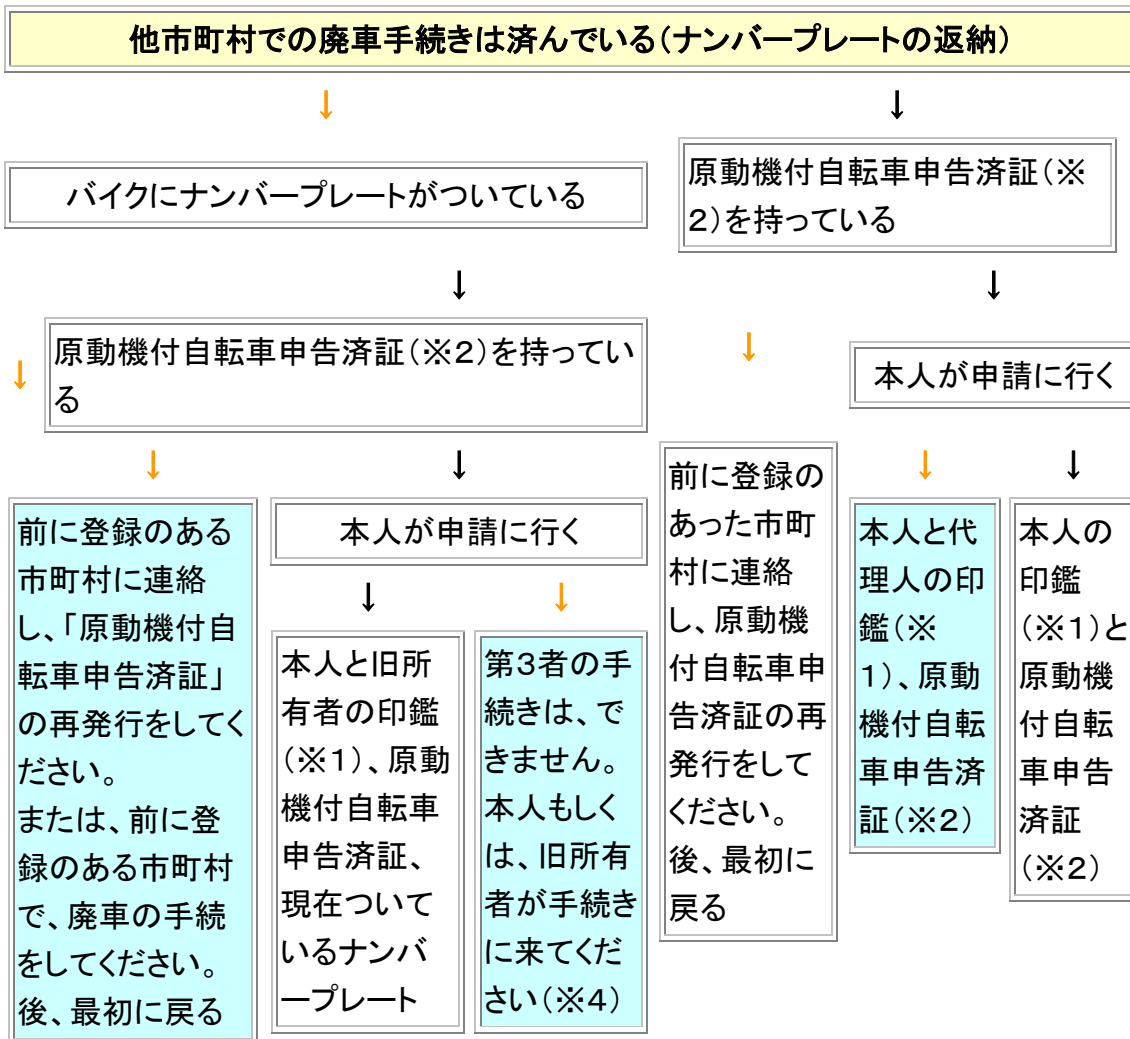
◎原動機付自転車の譲渡

1. 市内の人から譲渡してもらった場合（↓イエス、↓ノー）



- ① 本人の印鑑(※1)、原動機付自転車申告済証(※2)
- ② 本人と代理人の印鑑(※1)、原動機付自転車申告済証(※2)
- ③ 本人と旧所有者の印鑑(※1)、原動機付自転車申告済証(※2)
- ④ 本人と旧所有者と代理人の印鑑(※1)、原動機付自転車申告済証(※2)
- ⑤ 本人と旧所有者の印鑑(※1)、車台番号の石ずり
- ⑥ 本人と旧所有者と代理人の印鑑(※1)、車台番号の石ずり
- ⑦ 本人と旧所有者の印鑑(※1)、原動機付自転車申告済証(※2)、弁償金200円
- ⑧ 本人と旧所有者と代理人の印鑑(※1)、原動機付自転車申告済証(※2)、弁償金200円
- ⑨ 本人と旧所有者の印鑑(※1)、車台番号の石ずり、弁償金200円
- ⑩ 本人、旧所有者と代理人の印鑑(※1)、車台番号の石ずり、弁償金200円

2. 市外の人から譲渡してもらった場合(↓イエス、↓ノー)



※1 印鑑は認印で結構ですが、シャチハタはできるだけ避けてください。本人および旧所有者の印鑑の持ち出しが困難な場合は、軽自動車税申告書兼標識交付申請書に住所・氏名・生年月日・連絡先を記載し、印鑑を押印してお持ちください

※2 本市では、原動機付自転車申告済証となっていますが、市町村によっては、その名前が、標識交付証明書や登録書、廃車申告受付書などさまざまです。お持ちの証明書が、自動車賠償責任保険や自動車損害賠償責任共済の契約を解除するためのものでは登録ができません。他市町村での登録に使用することが書いてあることを確認してお持ちください

※3 すみやかにお近くの警察署に、ナンバープレートの盗難の届出をしてください。

※4 他市町村で廃車手続き(ナンバープレートの返納)が行われていない譲渡の場合

合は、第3者が手続きにくることができません。必ず、本人もしくは旧所有者が
手続きにきてください。また、手続きに来られる場合、必ず本人および旧所有者
の住所・氏名・生年月日・電話番号を確認してきてください。一つでも記載漏れ
がある場合は、手続きができません